

評価指標欄の記号は、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

中 期 目 標 項 目	中 期 計 画 項 目	年 度 計 画 項 目	年 度 評 価 指 標	事業報告書及び特記事項	評 価																														
第 1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成20年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日																																			
第 2 業務運営の効率化に関する事項	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A																														
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	○ 1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	A																														
(1) 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、前年度比3.3%削減します。	(1)一般管理費及び事業費の抑制 ◇一般管理費 （一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比） a：削減率の達成度合が90%以上であった b：削減率の達成度合が50%以上90%未満であった c：削減率の達成度合が50%未満であった	【事業報告書の記述】 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.3%削減する計画に対し、実績で14.3%の削減を達成した。 なお、一般管理費の削減率の実績が大きく上回ったのは、入札不調により新システムの今年度中の開発期間が短くなったこと等による。 【達成状況】 △3.3%の目標に対して、実績が△14.3%となったので、達成度合いは433.3%	a																														
	また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。	また、事業費について、委託業務の効率化を進め、前年度比1.4%以上削減します。	◇事業費 （事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比） a：削減率の達成度合が100%以上であった b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.4%以上削減する計画に対し、実績で13.0%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（22年度達成率57.5%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。 【達成状況】 △1.4%の目標に対して、実績が△13.0%となったので、達成度合いは928.6% （単位：千円） <table><tr><th></th><th>22年度予算</th><th>23年度予算</th><th>削減率</th><th>23年度実績</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費 （人件費を除く）</td><td>751,049</td><td>711,455</td><td>△5.3%</td><td>643,953</td><td>△14.3%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>2,132,877</td><td>2,068,106</td><td>△3.0%</td><td>1,854,729</td><td>△13.0%</td></tr></table> ※23年度予算の削減率については、運営費交付金の算定ルールに基づく消費者物価指数（△1.7%）を反映した額であり、これを除けば、一般管理費（人件費を除く）は△3.3%、事業費は△1.4%である。 （参考） （単位：千円） <table><tr><th></th><th>22年度実績</th><th>23年度実績</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費 （人件費を除く）</td><td>556,357</td><td>643,953</td><td>15.7%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>1,963,176</td><td>1,854,729</td><td>△5.5%</td></tr></table>		22年度予算	23年度予算	削減率	23年度実績	削減率	一般管理費 （人件費を除く）	751,049	711,455	△5.3%	643,953	△14.3%	事業費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%		22年度実績	23年度実績	削減率	一般管理費 （人件費を除く）	556,357	643,953	15.7%	事業費	1,963,176	1,854,729	△5.5%	a
	22年度予算	23年度予算	削減率	23年度実績	削減率																														
一般管理費 （人件費を除く）	751,049	711,455	△5.3%	643,953	△14.3%																														
事業費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%																														
	22年度実績	23年度実績	削減率																																
一般管理費 （人件費を除く）	556,357	643,953	15.7%																																
事業費	1,963,176	1,854,729	△5.5%																																

なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。 また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に平成19年度比で13%以上抑制する。	(2) 人件費の計画的削減 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）について5%以上の削減を行う。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。	(2) 人件費の計画的削減 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、17年度比6%以上の削減を行います。	(2) 人件費の計画的削減 ◇人件費 （人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比） a：削減率の達成度合が100%以上であった b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 人件費については17年度比6%以上削減する計画に対し、実績で15.6%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。なお、人件費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、これまで、国家公務員を上回る職員の俸給引下げを行ってきたこと等による。 <table><tr><td colspan="4">（単位：千円）</td></tr><tr><td></td><td>17年度実績</td><td>23年度実績</td><td>削減率</td></tr><tr><td>人件費</td><td>754,840</td><td>636,739</td><td>△15.6%</td></tr></table> 【達成状況】 △6.0%の目標に対して、実績が△15.6%となったので、達成度合いは260%	（単位：千円）					17年度実績	23年度実績	削減率	人件費	754,840	636,739	△15.6%	a
（単位：千円）																	
	17年度実績	23年度実績	削減率														
人件費	754,840	636,739	△15.6%														
(2) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）110.0について、中期目標期間の終了時までに10ポイント低下させる。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。	(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）110.0について、中期目標の期間の終了時までに10ポイント低下させる。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。	(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、 ① 国家公務員の給与構造改革を踏まえ役職員給与の引き下げ（新旧俸給月額の差額は支給しない。） ② 国家公務員の給与改定を下回る給与改定等への取り組みにより、平成23年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）の101.6より低下させます。	(3) 給与水準の適正化 ◇給与水準の適正化 （国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与水準の適正化） a：役職員の給与の引下げ等を行った結果、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数が目標値指数より下回った b：役職員の給与の引下げ等を行ったが、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数が目標値指数より上回った c：役職員の給与の引下げ等を行わず、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数が目標値指数より上回った ※評価にあたっては、下記の対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数を各年度における目標値とする 平成20年度指数：106.2（3.8削減） 平成21年度指数：105.0（5.0削減） 平成22年度指数：103.3（6.7削減） 平成23年度指数：101.6（8.4削減） 平成24年度指数：100.0（10.0削減）	【事業報告書の記述】 平成23年度においては、 ① 職員については、管理職手当を平成24年1月から1%引下げた。 ア 部長等（92,000円→91,100円） イ 審理役等（84,000円→83,200円） ウ 課長等（61,000円→60,400円） ② 役職員については、平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連して、国と同様の内容で平成24年3月に改正を行った（平成24年4月1日施行）。 等に取り組んだところである。 これらの取組を進めた結果、平成23年度の対国家公務員の地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数は平成18年度比10.6ポイント低下し、99.4となった。また、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。 なお、対国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイレ指数でみると113.6と給与水準が高くなっている理由としては、次の二点がある。 a 職員の全員が東京特別区の勤務であるため、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給を受けていることから、指数が高くなっている。 （参考）国家公務員（行一）28.9%（平成23年国家公務員給与等実態調査より） b 農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、①農地制度と密接に関連する年金給付や被保険者資格等に関する審査・決定、②年金資金の運用、③年金数理に関する専門的事務等、高い専門性と判断能力が求められる多岐にわたる業務を行っている。このため、各業務ごとにこれらの能力と実績を有する責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。 （参考）国家公務員（行一）15.4%（平成23年国家公務員給与等実態調査より） 農業者年金基金 22.2%（平成23年4月1日現在） 【達成状況】 地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数目標値101.6に対して、地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数実績値が99.4であったので、目標値より2.2ポイント下回った。	a												

		また、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。	◇給与水準の適正性の検証等 （給与水準の適正性の検証と検証結果や取組状況のホームページでの公表） a：給与水準の適正性について検証を行い、その検証結果や取組状況についてホームページで公表した b：給与水準の適正性について検証を行ったが、その検証結果や取組状況についてホームページで公表しなかった c：給与水準の適正性の検証を行わず、取組状況についてもホームページで公表しなかった ※諸手当の見直し状況について評価する。	【事業報告書の記述】 人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。 【達成状況】 給与水準の適正性の検証と検証結果や取組状況について、基金ホームページで公表した。	a
(3) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。 ① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	(4) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により随意契約の適正化を推進するものとする。 ① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	(4) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、次によりその適正化を推進します。 ① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。	(4) 随意契約の見直し ◇一般競争入札等における競争性、透明性の確保 a：一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が十分であった b：一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が不十分であった c：一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保をしなかった ※契約審査体制、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握の上、評価を行う ※落札率の高いもの、応札者が1者のみであるものについては、入札の競争性・透明性が確保されているかについて把握の上、評価を行う ※再委託を実施している場合は、再委託理由と随意契約理由との関係等を把握の上、評価を行う。 ※契約監視委員会による点検及び見直し状況、その改善状況が公表されているか把握の上、評価を行う。	【事業報告書の記述】 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、契約の適正化を推進しているところであり、新たな契約を行う場合は、原則として一般競争入札等によるものとした。 ① 平成21年11月17日付閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を受けて、平成22年5月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。「随意契約見直し計画」については、着実に実施し、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等にすべて移行しており、計画どおりの内容となっている。 平成23年度の契約に当たっては契約の適切性について契約審査委員会の審査を受け、また、平成23年度に「1者応札・1者応募」となっている契約について契約監視委員会による点検を受けたが指摘事項はなかった。 【達成状況】 一般競争入札等を行うに当たり、契約の適切性について契約審査委員会の審査を受け、「1者応札・1者応募」に係る契約についても契約監視委員会の点検を受けており競争性・透明性を十分に確保した。	a
			◇随意契約等見直し計画の着実な実施等 （随意契約等見直し計画の着実な実施及び取組状況のホームページでの公表） a：随意契約等見直し計画を着実に実施し（随意契約の占める割合の目標：件数ベース35.5%、金額ベース：48.8%の達成）、取組状況をホームページで公表した b：随意契約等見直し計画を着実に実施したが（随意契約の占める割合の目標：件数ベース35.5%、金額ベース48.8%の達成）、取組状況をホームページで公表しなかった c：随意契約等見直し計画を着実に実施しなかった（随意契約の占める割合の目標：件数ベース35.5%、金額ベース48.8%の達成） ※「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や一般競争入札等に移行した契約でもー	【事業報告書の記述】 平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」では、「随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のない随意契約から競争性のある契約へ速やかに移行する」こととしており、適切に取り組んできた。 その結果、「随意契約等見直し計画」の達成状況（随意契約の割合）は、件数ベースでは35.5%（計画値35.5%）と達成しており、金額ベースでも 48.8%（計画値48.8%）と、平成22年度末に達成済である。 なお、平成23年度における随意契約について、当該見直し計画で掲げた目標の件数11件は8件に、目標の金額287,120千円は244,044千円であった。 この「随意契約等見直し計画」の取組状況については、ホームページにおいて公表している。 【達成状況】 平成22年度に「随意契約等見直し計画」は達成しており、取組状況についてはホームページで公表している。	a

			者応募・一者応札の状況等について把握の上、評価を行う。 ※随意契約の件数・金額及びこれらの割合を把握の上、評価を行う。前年度より増加している場合は要因分析を行う。 ※再委託を実施している場合は、再委託理由と随意契約理由との関係等を把握の上、評価を行う。		
	③ 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査する。	② 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。	◇契約審査委員会における審査（契約審査委員会における契約の適切性の審査） a：契約審査委員会を開催し、契約の適切性の審査が十分であった b：契約審査委員会を開催したが、契約の適切性の審査が不十分であった c：契約審査委員会を開催しなかった ※契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているか把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 ② 契約審査委員会 契約審査委員会を19回開催し、特定調達契約に関すること、随意契約に関すること等について24案件延べ34回の審議を行い、契約の適切性を十分に審査した。 【達成状況】 契約審査委員会を19回開催し、24案件の審議を行い、契約の適切性を十分に審査した。	a
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。	◇監事監査における入札・契約のチェック（監事監査における入札・契約の適正な実施についてチェック） a：監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けた b：監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けなかった c：監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けなかった ※評価において、監事監査との連携の観点から、監事監査報告書等の提出等を求め、評価委員によるフォローアップを実施する	【事業報告書の記述】 ③ 監事監査 監事監査において、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、「随意契約等見直し計画」（平成22年5月独立行政法人農業者年金基金）の達成状況、独立行政法人農業者年金基金契約監視委員会での審議内容、平成20年度契約のフォローアップの状況等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められた。 【事業報告書の記述】 ④ 会計監査人監査 会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。 【達成状況】 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、平成23年度計画の達成状況等についての監査を受けた。また、会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。	a
		③ 平成22年1月に設置した外部の有識者等で構成された契約監視委員会において、随意契約事由の妥当性等の審査をします。	◇契約監視委員会による契約状況の点検（契約監視委員会による契約状況の点検及び結果の公表） a：契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるとともに、結果を公表した b：契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けたが、結果を公表しなかった c：契約監視委員会を開催しなかった	【事業報告書の記述】 ⑤ 契約監視委員会 平成24年3月23日に第3回契約監視委員会を開催し、外部委員より平成20年契約のフォローアップ及び新規契約の点検等を受けたが、指摘事項はなかった。 また、点検結果をホームページで公表した。 【達成状況】 平成24年3月23日に第3回契約監視委員会を開催し、契約状況について点検等を受け、結果を公表した。	a
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	○2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	A

事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。	(1) 申出書等の見直し 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。		(1) 申出書等の見直し ◇申出書等の見直し (申出書等の簡素化等必要に応じて見直し) ※申出書等の簡素化等を行う年度において、具体的に指標を設定	【事業報告書の記述】	
	(2) 電子情報提供システムの利用促進等 加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）、内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る。	業務運営及び電算システムの改善・整備 ① 業務受託機関における事務処理の効率化を図るため、電子情報提供システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようにします。	(2) 電子情報提供システムの利用促進等 ◇電子情報提供システムの利用促進等 (電子情報提供システムのアクセス件数増加による業務受託機関の事務処理の効率化) a：電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が100%以上であった b：電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった c：電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 (2) 電算システムの改善・整備 ① 基金主催の会議の場や受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣して、電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。なお、研修会等において情報機器を利用できる会場では、パソコンを使用した操作・機能習得研修を実施し、未利用受託機関の担当者の理解と利用促進に努めた。 アクセス件数は、平成23年度791千件となり平成22年度628千件に対し25.9%増加し前年度を上回った。 【達成状況】 アクセス件数は、平成22年度628千件の実績に対し平成23年度791千件となったので、達成度合いは126.0%となった。	a
		② 事務処理の迅速化、効率化、受給者等へのサービスの向上を推進するため、業務運営及び電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手します。	◇電算システムの改善・整備の検討等 (電算システムの改善・整備の検討及び開発の着手) a：電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手した b：電算システムの改善・整備の検討を行ったが、開発に着手しなかった c：電算システムの改善・整備の検討を行わなかった	【事業報告書の記述】 ② 電算システムの改善・整備の検討及び開発については、今年度は被保険者等のサービスの向上、事務処理の迅速化、効率化を一層推進するため、現行業務処理方式の改善及びその結果を踏まえた電算システムの機能改善に向けた検討を行い、新しい事務処理方法及びシステムの構築に係る改善方針を定めた。 また、この改善方針に基づき年度内にシステムの開発に着手した。 【達成状況】 業務運営及び電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手した。	a
	(3) 実務者用マニュアルの見直し 申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う		(3) 実務者用マニュアルの見直し ◇実務者マニュアルの見直し (実務者用マニュアルの見直し) ※実務者マニュアルの見直しを行う年度において、具体的に指標を設定	(3) 実務者用マニュアルの見直し 【その他特記事項】 ・業務委託に係る事務処理の不適切による事故防止のための「通知書等の発送に係る業務委託マニュアル」（平成24年4月2日付け）を作成した。	
3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化等	○3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	A
(1) 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見直しによる業務の執行方法等の見直しを行うとともに、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。	(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、組織の見直し及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時までには75人とする。さらに、見直しに取り組み、常勤職員数を極力縮減するよう努める。	(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数（期初77人）について、1人削減し76人とします。	(1) 常勤職員の計画的削減 ◇常勤職員の計画的削減 (常勤職員の計画的削減) a：計画どおり順調に削減した b：おおむね計画どおり削減した c：計画どおり削減しなかった ※計画と実績を把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 (1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、1人削減し、76人とした。 【達成状況】 計画どおり1人削減し、76人とした。	a
		また、業務執行方法の見直しの一環として、高齢者継続雇用制度を活用します。	◇高齢者継続雇用制度の活用 (高齢者継続雇用制度の活用) a：計画どおり順調に雇用した b：おおむね計画どおり雇用した	【事業報告書の記述】 基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として1人（計画：1人）継続雇用とした。	a

			c：計画どおりに雇用できなかった ※計画と実績を把握の上、評価を行う	【達成状況】 計画どおり1人継続雇用した。	
(2) 北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。	(2) 組織の合理化 組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成20年度末までに、それぞれ廃止する。				
(3) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、講じた措置については積極的に公表する。	(3) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、コンプライアンスの推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。	(2) 内部統制の推進・強化 独立行政法人農業者年金基金の目的達成に重要な加入推進、業務運営の効率化・加入者及び受給者に対するサービスの向上等に関する理事長の指示の徹底、これらの取組状況をモニタリングするため、理事長、理事、監事及び管理職職員等で構成する「役員部課長会」を毎月1回開催するとともに、理事長及び理事と監事の意見交換会、コンプライアンス委員会の開催、内部監査等を実施します。	(2) コンプライアンスの推進 ◇内部統制に係る取組等 (内部統制機能の強化) a：内部統制機能強化の取組は十分であった b：内部統制機能強化の取組はやや不十分であった c：内部統制機能強化の取組は不十分であった ※リーダーシップを発揮できる環境の整備状況、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題の把握・対応等、内部統制の現状把握・課題対応計画を把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 (2) 内部統制の推進・強化、コンプライアンスの推進 内部統制の推進・強化に向け、以下の取組を行った。 ・理事長が、「(独) 農業者年金基金の仕事の取組方針」を役職員に配布し、独立行政法人農業者年金基金のミッションを達成するよう使命感を持ち、加入者・受給者一人ひとりの信頼・期待を裏切らないよう気配り、心配り、サービス精神を忘れず、仕事のミスやトラブルは、自分で抱え込まず速やかに上司、役員に報告・連絡・相談し、法令を遵守し高い倫理観を持ち、農業委員会系統組織、農協系統組織とも連携しながら仕事に取り組み、すべての加入資格者に加えてもらうよう加入推進に取り組むこと等を指示し、毎月、監事、理事及び幹部職員により開催する「役員部課長会」及び年3回実施する中長期の課題及び年間スケジュールについて部室単位での理事長ヒアリングにおいて、これらの徹底を図るとともに、その取組状況をモニタリングした。 ・理事長及び理事と監事の意見交換会、コンプライアンス委員会(年4回)を開催するとともに、リスクの高い分野に優先的に対応する手法を導入して内部監査等を実施した。 ・監事監査において、上記の基金の目的達成、内部統制の推進における理事長のリーダーシップの発揮、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、独立行政法人農業者年金基金中期計画に基づく平成23年度計画の達成状況等について監査を受けた。また、当該監事監査では会計監査人の監査の実施過程において、2月以降10回程度、その監査計画に基づいた保険料・給付・入出金等各業務プロセスにおける統制テスト等内部統制を含めた監査の方法及び結果について把握を行った。監事監査の結果については、平成24年6月28日付け「平成23年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告された。 ・23年度において、振込・支払通知書の出力誤り及び定期支払の遅延の事案が生じたことから、出力誤りについては速やかな正しい通知書の発送、再発防止プロジェクトチームの設置、再発防止策として業務手法の改善、チェック体制の強化、マニュアルの整備等を実施し、定期支払の遅延については当月中の臨時支払、再発防止策として現況届の督促などフォローアップの強化等を実施することなどの措置を講じた。	b
		(3) コンプライアンスの推進 業務の適正な執行等の徹底を図るため、平成20年4月に設置したコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取り組みを行います。 そのため、少なくとも四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、違	◇コンプライアンス委員会の開催等 (コンプライアンス委員会の開催及び講じた措置のホームページでの公表) a：四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、講じた措置をホームページで公表した b：四半期に1回コンプライアンス委員会を開催したが、講じた措置をホームページで公	【事業報告書の記述】 (3) 役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を9月、11月、の2回 (「公文書等の管理に関する法律について(公文書管理制度の概要)」及び「コンプライアンス倫理研修」)実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。 また、コンプライアンス委員会を6月、7月、12月、3月の4回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。	a
				【達成状況】 仕事の複数者による相互チェック体制の徹底などの措置を講じたが、通知書の出力誤りなどの事案が発生したことから、内部統制機能強化の取組はやや不十分であった。	

		反行為の防止策の審議等を行うとともに、講じた措置についてはホームページで公表します。	表しなかった c：四半期に1回コンプライン委員会を開催しなかった	理事長が文書等により、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組む等を指示し、その取組状況をモニタリングした。理事長及び理事と監事による意見交換会も実施。 また、四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。													
		(4) 内部監査の充実 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。	◇内部監査の充実 （内部監査を踏まえた業務改善） a：内部監査年度計画に基づき内部監査を実施し、改善を必要とする業務について、改善を指示した b：内部監査年度計画に基づき内部監査を実施したが、改善を必要とする業務について、改善を指示しなかった c：内部監査年度計画に基づき内部監査を実施しなかった	(4) 内部監査の充実 【事業報告書の記述】 ・内部監査については、「独立行政法人農業者年金基金内部監査規程」（平成22年9月2日付独農年総第52号）に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。 ・内部監査結果を「平成23年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。また、職員を対象とした説明会を平成24年4月に開催し、内容の周知を図った。 【達成状況】 平成23年度独立行政法人農業者年金基金内部監査年度計画を作成し、内部監査を実施し、改善を必要とする業務について、改善を指示した。	a												
(4) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、その者の勤務成績を反映させる。	(5) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、その者の勤務成績を反映させ決定します。	(4) 能力・実績主義の活用 ◇能力・実績主義の活用 （常勤役員の業務実績に反映した期末手当の額の決定及び職員の勤務成績を反映した昇給等の実施） a：常勤役員の期末手当の額を業務実績に反映させて決定するとともに、職員の勤務成績を反映させた昇給等を実施した b：どちらか一方しか実施しなかった c：実施しなかった	(5) 能力・実績主義の活用 【事業報告書の記述】 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分（5段階）を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。 【達成状況】 常勤役員の期末特別手当の額を職務実績に評価し、決定するとともに、職員の勤務成績を反映させて昇級及び勤勉手当の支給を実施した。	a												
4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	○4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	A												
委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を業務受託機関からの事業実績報告書等を確実に入手することにより的確に把握するとともに、実施状況・効果の検証を行い、事業費（業務委託費）を計画的に削減する。 そのため、業務委託費の配分について、平成20年度から、定額割の見直し、加入にインセンティブを与える配分を行うこと等、その配分基準を見直す。	(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。 なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。	委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を的確に把握します。 また、都道府県段階の業務委託費の配分について、現地指導等の実績及び新規加入の目標達成の成果を反映させるとともに定額制を廃止します。 さらに、委託業務の効率化を進め、業務委託費について、前年度比1.4%以上削減します。	(1) 委託業務の効率的・効果的实施 ◇委託業務の実施状況の把握等 （業務受託機関からの事業実績報告書等の確実な入手と委託業務の効率的実施に関する効果の検証） a：事業実績報告書等を確実に入手し委託業務が効率的に実施されるよう効果の検証を行った b：事業実績報告書等を確実に入手したが、委託業務が効率的に実施されるための効果の検証を行わなかった c：事業実績報告書等を確実に入手しなかった	【事業報告書の記述】 委託業務が効率的・効果的に実施され、その実施状況を的確に把握するため、平成20年度から農業者年金業務委託手数料（農業者年金業務）交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。 平成22年度に業務委託手数料を支出した全ての農業委員会及び農業協同組合から事業実績報告書を提出させ、23年度において、以下のように実施状況の把握及び効果の検証を行った。 平成23年度分については、平成24年3月14日付けで事業実績報告書の提出を勧奨するための通知文を各都道府県の農業会議及び農協中央会に対して発出した。 ① 農業委員会（市町村）、農業協同組合への業務委託費の支出（平成22年度） 平成22年度においては、農業委員会に対し845百万円（1農委当たり約51万円）、農業協同組合に対し654百万円（1農協当たり約93万円）の業務委託費が支出され、委託業務が実施された。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>受託機関数</td><td>支出額計</td><td>1機関当たり</td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>1,675</td><td>845,048</td><td>505</td></tr><tr><td>農業協同組合</td><td>705</td><td>654,349</td><td>928</td></tr></table> 【達成状況】		受託機関数	支出額計	1機関当たり	農業委員会	1,675	845,048	505	農業協同組合	705	654,349	928	a
	受託機関数	支出額計	1機関当たり														
農業委員会	1,675	845,048	505														
農業協同組合	705	654,349	928														

			業務受託機関からの実績報告書の提出を受けて、委託業務の実施状況を把握し、効率的・効果的な実施の観点から委託業務の実施状況に関する効果の検証（平成22年度分）を行った（下記）。 【事業報告書の記述】 ② 委託業務の実施状況の的確な把握と効果の検証 ア 新規加入者を確保する加入推進活動の強化 農業委員会及び農業協同組合は、1 機関当たり、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会を1.6回、2.3回、加入対象者への説明会を年間0.8回、1.3回開催し、年間11.3人、16.4人が戸別訪問を行い、年間延べ 64.6人、71.5人の加入対象者に働きかけた。この結果、3,452人の新規加入者を確保したが、戸別訪問等の活動の一層の強化を図る必要がある。 <table><tr><th rowspan="2">平成22年度の制度普及・加入推進活動</th><th colspan="2">農業委員会</th><th colspan="2">農業協同組合</th></tr><tr><th>計</th><th>1 機関</th><th>計</th><th>1 機関</th></tr><tr><td>a 加入推進対策会議及び研修会の開催</td><td>2,801回</td><td>1.6</td><td>1,690回</td><td>2.3</td></tr><tr><td>b 加入対象者への説明会の開催</td><td>1,418回</td><td>0.8</td><td>929回</td><td>1.3</td></tr><tr><td>c 戸別訪問を行った加入推進者の人数</td><td>19,435人</td><td>11.3</td><td>12,152人</td><td>16.4</td></tr><tr><td>d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数</td><td>110,723人</td><td>64.6</td><td>52,993人</td><td>71.5</td></tr></table>	平成22年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合		計	1 機関	計	1 機関	a 加入推進対策会議及び研修会の開催	2,801回	1.6	1,690回	2.3	b 加入対象者への説明会の開催	1,418回	0.8	929回	1.3	c 戸別訪問を行った加入推進者の人数	19,435人	11.3	12,152人	16.4	d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数	110,723人	64.6	52,993人	71.5	
平成22年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合																														
	計	1 機関	計	1 機関																													
a 加入推進対策会議及び研修会の開催	2,801回	1.6	1,690回	2.3																													
b 加入対象者への説明会の開催	1,418回	0.8	929回	1.3																													
c 戸別訪問を行った加入推進者の人数	19,435人	11.3	12,152人	16.4																													
d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数	110,723人	64.6	52,993人	71.5																													
			【事業報告書の記述】 イ 保険料の確実な収納、将来の年金受給の確保 農業協同組合は、被保険者（平成22年度末54,041人）に対し、口座の残高不足等を原因とする保険料の未納が生じないように働きかけ、平成22年における保険料収納率は97.3（注）となった。引き続き高水準の収納率を維持し将来の年金受給を確保していく必要がある。 <table><tr><td>平成22年要収納月数 666,113月（A）</td><td rowspan="2">B／A ＝ 97.3%</td></tr><tr><td>平成22年納付済月数 647,939月（B）</td></tr></table> 注：12月末に翌年分の保険料を前納する被保険者がいることから暦年で管理	平成22年要収納月数 666,113月（A）	B／A ＝ 97.3%	平成22年納付済月数 647,939月（B）																											
平成22年要収納月数 666,113月（A）	B／A ＝ 97.3%																																
平成22年納付済月数 647,939月（B）																																	
			【事業報告書の記述】 ウ 各種届出書の迅速な処理、加入者・受給者のサービスの確保 農業委員会及び農業協同組合は、標準処理期間を定めている加入届、年金裁定請求書等の各種届書について、平成23年 8 月の2,064件、24年 2 月の2,964件については、それぞれ98.3%、98.5%を標準処理期間内（注）に処理した。引き続き各種届出書を迅速に処理し、加入・受給者に対するサービスを確保していく必要がある。 注：標準処理期間＝①加入申込書等60日、②年金裁定請求書90日																														
			【事業報告書の記述】 エ 年金の受給漏れ防止、速やかな年金の受給開始 待期者が65歳の誕生日を迎える 3 カ月前に、毎月裁定請求の勧奨を文書で行うとともに、農業委員会及び農業協同組合が勧奨対象者に働きかけ、平成23年度の 4 月から11月分の裁定請求書提出の働きかけ対象者2,418人（新制度分）のうち91.8%（2,219人）が遅滞なく年金の裁定を受けた。引き続き年金の受給漏れを防止し、速やかな年金の受給開始を確保していく必要がある。																														
			【事業報告書の記述】 オ 現況届の確実な提出、適正な年金の支給の確保 農業委員会は、年金受給権者520千人（平成22年度末、東日本大震災の被災地14千人分（38農委）を除く）（1 農委当たり313人）に対し、現況届の提出の働きかけ・督促を行った。引き続き現況届の確実な提出により受給権者の生存や農業経営再開の有無を確認し、適正な年金の支給を確保していく必要がある。 注：経営移譲年金の裁定後に農業経営の再開が確認されると当該年金は支給停止。																														

			◇業務委託費の効率化 （業務委託費について効率化を進め、前年度比1.4%以上削減する） a：業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度合が100%以上であった b：業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：業務委託費の効率化を進めなかった。または削減率の達成度合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 （再掲） 委託費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.4%以上削減する計画に対し、実績で13.0%の削減を達成した。また、都道府県段階の委託事業について整理・統合を行った。 （業務委託費の削減）（単位：千円） <table><tr><th></th><th>22年度予算額</th><th>23年度予算額</th><th>削減率</th><th>23年度実績額</th><th>削減率</th></tr><tr><td>業務委託費</td><td>2,132,877</td><td>2,068,106</td><td>△3.0%</td><td>1,854,729</td><td>△13.0%</td></tr></table> 【達成状況】 △1.4%の目標に対して、実績が△13.0%となったので、達成度合いは928.6%		22年度予算額	23年度予算額	削減率	23年度実績額	削減率	業務委託費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%	a																																																																			
	22年度予算額	23年度予算額	削減率	23年度実績額	削減率																																																																															
業務委託費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%																																																																															
			（委託業務の実績） ■加入推進活動 ○農業委員会 <table><tr><td>加入対象者名簿掲載者数</td><td>117,351人</td></tr><tr><td>加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数</td><td>108,229人</td></tr><tr><td>加入推進対策会議及び研修会の開催</td><td>3,050回</td></tr><tr><td>加入対象者への説明会の開催</td><td>1,555回</td></tr><tr><td>戸別訪問を行った加入推進者数</td><td>19,618人</td></tr></table> ○農業協同組合 <table><tr><td>加入対象者名簿掲載者数</td><td>75,929人</td></tr><tr><td>加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数</td><td>50,766人</td></tr><tr><td>加入推進対策会議及び研修会の開催</td><td>1,704回</td></tr><tr><td>加入対象者への説明会の開催</td><td>970回</td></tr><tr><td>戸別訪問を行った加入推進者数</td><td>10,252人</td></tr></table> ■総合指導事業 ○都道府県農業会議 農業委員会が行う委託業務への指導、会議等の開催、電話相談件数等実績 <table><tr><th></th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>会議等開催数</td><td>3 5 5 回</td><td>3 8 7 回</td></tr><tr><td>参集人数</td><td>15,865人</td><td>21,414人</td></tr><tr><td>電話相談等件数</td><td>11,914件</td><td>12,876件</td></tr><tr><td>主な内容</td><td>経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係</td><td>経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係</td></tr><tr><td>現地指導（巡回相談会）</td><td>6 6 3 回</td><td>1,314回</td></tr><tr><td>参集人数</td><td>11,231人</td><td>23,423人</td></tr></table> ○都道府県農業協同組合中央会 農業協同組合が行う委託業務への指導、会議等の開催、電話相談件数等実績 <table><tr><th></th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>会議等開催数</td><td>2 3 8 回</td><td>2 7 2 回</td></tr><tr><td>参集人数</td><td>9,282人</td><td>9,489人</td></tr><tr><td>電話相談等件数</td><td>3,086件</td><td>3,415件</td></tr><tr><td>主な内容</td><td>経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援</td><td>経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援</td></tr><tr><td>現地指導（巡回相談会）</td><td>3 7 8 回</td><td>6 4 0 回</td></tr><tr><td>参集人数</td><td>4,174人</td><td>6,904人</td></tr></table> ■加入推進特別対策 市町村段階の業務受託機関に対する特別活動 <table><tr><th></th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr><tr><td>地区別加入推進班の整備のための巡回指導</td><td>47機関</td><td>44機関</td></tr><tr><td>加入推進部長の設置数</td><td>2,176人</td><td>2,191人</td></tr><tr><td>加入推進部長の指導的な活動実績</td><td></td><td></td></tr><tr><td>加入対象者の把握と絞り込み</td><td>6,703時間</td><td>5,759時間</td></tr><tr><td>活動時間・活動人数</td><td>1,314人</td><td>1,480人</td></tr></table>	加入対象者名簿掲載者数	117,351人	加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数	108,229人	加入推進対策会議及び研修会の開催	3,050回	加入対象者への説明会の開催	1,555回	戸別訪問を行った加入推進者数	19,618人	加入対象者名簿掲載者数	75,929人	加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数	50,766人	加入推進対策会議及び研修会の開催	1,704回	加入対象者への説明会の開催	970回	戸別訪問を行った加入推進者数	10,252人		平成22年度	平成23年度	会議等開催数	3 5 5 回	3 8 7 回	参集人数	15,865人	21,414人	電話相談等件数	11,914件	12,876件	主な内容	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係	現地指導（巡回相談会）	6 6 3 回	1,314回	参集人数	11,231人	23,423人		平成22年度	平成23年度	会議等開催数	2 3 8 回	2 7 2 回	参集人数	9,282人	9,489人	電話相談等件数	3,086件	3,415件	主な内容	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援	現地指導（巡回相談会）	3 7 8 回	6 4 0 回	参集人数	4,174人	6,904人		平成22年度	平成23年度	地区別加入推進班の整備のための巡回指導	47機関	44機関	加入推進部長の設置数	2,176人	2,191人	加入推進部長の指導的な活動実績			加入対象者の把握と絞り込み	6,703時間	5,759時間	活動時間・活動人数	1,314人	1,480人	
加入対象者名簿掲載者数	117,351人																																																																																			
加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数	108,229人																																																																																			
加入推進対策会議及び研修会の開催	3,050回																																																																																			
加入対象者への説明会の開催	1,555回																																																																																			
戸別訪問を行った加入推進者数	19,618人																																																																																			
加入対象者名簿掲載者数	75,929人																																																																																			
加入を働きかけた加入対象者数の延べ人数	50,766人																																																																																			
加入推進対策会議及び研修会の開催	1,704回																																																																																			
加入対象者への説明会の開催	970回																																																																																			
戸別訪問を行った加入推進者数	10,252人																																																																																			
	平成22年度	平成23年度																																																																																		
会議等開催数	3 5 5 回	3 8 7 回																																																																																		
参集人数	15,865人	21,414人																																																																																		
電話相談等件数	11,914件	12,876件																																																																																		
主な内容	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、制度関係																																																																																		
現地指導（巡回相談会）	6 6 3 回	1,314回																																																																																		
参集人数	11,231人	23,423人																																																																																		
	平成22年度	平成23年度																																																																																		
会議等開催数	2 3 8 回	2 7 2 回																																																																																		
参集人数	9,282人	9,489人																																																																																		
電話相談等件数	3,086件	3,415件																																																																																		
主な内容	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援	経営移譲年金、支給停止、 経営移譲の方法、政策支援																																																																																		
現地指導（巡回相談会）	3 7 8 回	6 4 0 回																																																																																		
参集人数	4,174人	6,904人																																																																																		
	平成22年度	平成23年度																																																																																		
地区別加入推進班の整備のための巡回指導	47機関	44機関																																																																																		
加入推進部長の設置数	2,176人	2,191人																																																																																		
加入推進部長の指導的な活動実績																																																																																				
加入対象者の把握と絞り込み	6,703時間	5,759時間																																																																																		
活動時間・活動人数	1,314人	1,480人																																																																																		

				<table><tr><td>制度の普及PR</td><td>8,989時間</td><td>7,391時間</td></tr><tr><td>活動時間・活動人数</td><td>1,076人</td><td>1,037人</td></tr><tr><td>各種会議での働きかけ</td><td>9,149時間</td><td>7,220時間</td></tr><tr><td>活動時間・活動人数</td><td>1,269人</td><td>1,437人</td></tr><tr><td>戸別訪問の実施</td><td>16,750 時間</td><td>14,610時間</td></tr><tr><td>活動時間・活動人数</td><td>1,578 人</td><td>1,667人</td></tr><tr><td>その他</td><td>6,690 時間</td><td>3,159時間</td></tr><tr><td>活動時間・活動人数</td><td>913 人</td><td>561人</td></tr><tr><td>加入推進部長に対する特別研修</td><td>全国30ヵ所</td><td>全国37ヵ所</td></tr><tr><td>開催場所・出席者</td><td>3,127 人</td><td>3,135人</td></tr><tr><td>都道府県農業会議事務局長会議出席者</td><td>46 人</td><td>46人</td></tr></table>	制度の普及PR	8,989時間	7,391時間	活動時間・活動人数	1,076人	1,037人	各種会議での働きかけ	9,149時間	7,220時間	活動時間・活動人数	1,269人	1,437人	戸別訪問の実施	16,750 時間	14,610時間	活動時間・活動人数	1,578 人	1,667人	その他	6,690 時間	3,159時間	活動時間・活動人数	913 人	561人	加入推進部長に対する特別研修	全国30ヵ所	全国37ヵ所	開催場所・出席者	3,127 人	3,135人	都道府県農業会議事務局長会議出席者	46 人	46人	
制度の普及PR	8,989時間	7,391時間																																				
活動時間・活動人数	1,076人	1,037人																																				
各種会議での働きかけ	9,149時間	7,220時間																																				
活動時間・活動人数	1,269人	1,437人																																				
戸別訪問の実施	16,750 時間	14,610時間																																				
活動時間・活動人数	1,578 人	1,667人																																				
その他	6,690 時間	3,159時間																																				
活動時間・活動人数	913 人	561人																																				
加入推進部長に対する特別研修	全国30ヵ所	全国37ヵ所																																				
開催場所・出席者	3,127 人	3,135人																																				
都道府県農業会議事務局長会議出席者	46 人	46人																																				
	(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。 また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。		(2) 制度普及活動の効率的・効果的实施 ◇加入推進取組方針に基づく取組み ※業務委託費の見直しを行う年度において、具体的に指標を設定																																			
5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	○5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	A																																	
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。	(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、国民年金、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。	(1) 農業者年金基金職員に対する研修 ◇初任者研修の実施 （年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施） a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった ※計画と実績を把握の上、評価を行う ※「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。	【事業報告書の記述】 ① 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施し、おおむね理解が図られた者の割合（テストの点数が80点以上の者の割合。以下同じ）は100.0%であった。 ・対象者 21名全員参加 【達成状況】 計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は100.0%であった。	a																																	
			◇専門研修の実施 （専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施） a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった ※計画と実績を把握の上、評価を行う ※「おおむね理解が図られた者の割合」は、客観的な方法で把握する必要がある。	【事業報告書の記述】 ② 専門分野研修 11月から1月にかけて資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施し、おおむねの理解が図られた者の割合は98.7%であった。 ・参加者 延べ155名 【達成状況】 計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は98.7%であった。	a																																	

		また、年金資産の運用等に携わる職員については、民間等の機関が主催する研修に参加させます。	◇民間機関が主催する研修への参加 （年金資金の運用に携わる職員について民間機関が主催する研修への参加） a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、理解が図られた者の割合が50%以上90未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった ※計画と実績を把握の上、評価を行う ※「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。	【事業報告書の記述】 ③ 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加 新たに年金資産の運用に携わることとなった職員について、平成23年5月から平成23年7月、平成23年11月から平成24年1月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論に関する民間機関の通信教育を5名受講させ、おおむねの理解が図られた者の割合は100.0%であった。 ④ その他 ○法人文書管理に携わる職員について、8月に文書管理担当者等講習会を1名受講させた。 ○行政管理・評価業務に携わる職員について、1月に行政管理・評価セミナーを受講させた。 ○法人文書管理に携わる職員について、1月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議を1名受講させた。 ○情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、1月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議に2名受講させた。 ○中期目標・年度計画の策定に携わる職員について、2月に評価・監査中央セミナーを1名受講させた。 【達成状況】 計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は100.0%であった。	a
	(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。 ① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びＪＡ中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。	(2) 業務受託機関担当者 ① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びＪＡ中央会） ア 年度当初に担当者会議を実施し、「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう新任担当者研修会を実施します。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期の課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。	(2) 業務受託機関担当者に対する研修 ◇都道府県段階における業務受託機関担当者に対する研修 （効率的・効果的な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施） a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c：計画どおり実施できなかった。または理解が図られた者の割合が50%未満であった ※理解が図られた者の割合の評価については、イの新任担当者研修会について行う ※計画と実績を把握の上、評価を行う ※「おおむね理解が図られた者の割合」は客観的な方法で把握する必要がある。	【事業報告書の記述】 ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象として、 ○東日本大震災被災を受けた加入者等に対する農業者年金業務の取扱いについて ○平成22年度加入実績等について ○平成23年度における農業者年金加入推進の取組方針等について ○適用・収納関係事務について ○給付関係事務について ○平成22年度資金運用状況について ○平成22年度考査指導結果及び平成23年度考査指導実施計画について等を内容とする担当者会議を4月に開催した。 ・参加者124名 また、平成24年度に向け、 ○平成23年度の加入実績及び平成24年度加入推進対策のあり方等について ○平成24年度業務委託費の配分等について ○政策支援加入要件確認書について ○新制度における経営継承後の農地の取扱いについて ○第3四半期の運用状況等について等を内容とする業務連絡協議会委員・幹事合同会議を2月に開催した。 ・参加者28名 イ 6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、 ○農業者年金の仕組みと現状 ○業務委託関係について ○業務指導事業委託費関係について ○資格及び保険料関係について ○新、旧制度の年金裁定事務について ○経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止の概要について ○給付関係の諸変更等について ○資金の運用について ○電子情報提供システムについて等を内容とする新任担当者研修会を開催し、おおむね理解が図られた得点80以上の者の割合は100%であった。	a

				・参加者66名 ウ 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、 ○給付課関係 ・「農業者年金振込・支払通知書」の誤通知の再発防止について ・現況届未提出により年金の支払が差し止めとなる者に対する指導のお願いについて ・死亡情報の支払保留に係る周知徹底について ・経営移譲（経営継承）管理カードの整理について ・農地等の貸借事業の活用について ○資金部関係 ・平成23年度第2四半期までの年金資産の運用状況について ・平成22年度運用（付利）結果のお知らせに係る電話照会状況 ○企画調整室関係 ・「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」の取組状況について ・メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に関する調査等について ・各都道府県の取組状況と年度後半の取組みについて ○適用・収納課関係 ・農業者年金業務委託手数料の事務処理の適正化について ・国民年金と農業者年金との被保険者資格記録不突合の解消について ・政策支援区分3の要件不該当者への対応について ・農業協同組合における前納保険料振替不能事案の発生防止について ・未納保険料の解消に向けた取組みについて ・確定申告における保険料控除の周知について ・業務指導事業委託費の執行等について ○情報管理課関係 ・電子情報提供システムの完全普及に向けた対応について 等を内容とする担当者会議を開催した。 ・参加者135名 【達成状況】 計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は100.0%であった。	
	② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。	② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びＪＡ） ア 都道府県業務受託機関が、主催する市町村段階を対象とした担当者会議等において、必要に応じて基金役職員の派遣を行います。	◇市町村段階における業務受託機関担当者に対する研修 （研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣） a：講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった b：講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった c：講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった	【事業報告書の記述】 ② 市町村段階における受託機関（農業委員会及び農業協同組合） ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。以下の派遣依頼の全てに対応し、講師派遣率は100%であった。 ・派遣依頼件数 74件 ・派遣件数 74件 ・派遣人数 110名 【達成状況】 講師派遣依頼に対する対応割合が100%であった。	a
		イ 都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員、加入推進部長等を対象とした特別研修会を開催します。	◇特別研修会の開催 （女性農業委員等を対象とした特別研修会の開催） a：計画どおり実施し、女性の新規加入者の割合が前年度実績に対して100%超であった b：計画どおり実施したが、女性の新規加入	【事業報告書の記述】 イ 7月から11月まで、都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員等を対象として、 ○農業者年金の概要と加入推進の取組み ○各地における加入推進の取組事例 ○保険料の国庫助成と経営継承 ○外部からみた農業者年金制度の評価	a

			の割合が前年度実績に対して70%以上100%以下であった c：計画どおり実施したが、女性の新規加入者の割合が前年度実績に対して70%未満であった ※計画と実績を把握の上、評価を行う ※研修参加者に対応した研修内容となっているか把握する	等と内容とする特別研修を全国37カ所で開催した。 平成23年度における女性の新規加入者の割合は前年度実績の100.7%であった。 (女性新規加入者の割合) (単位：人、%) <table><tr><th>年度</th><th>新規加入者数</th><th>うち女性</th><th>女性の割合</th></tr><tr><td>22</td><td>3,452</td><td>1,058</td><td>30.6</td></tr><tr><td>23</td><td>3,203</td><td>986</td><td>30.8</td></tr></table> 【達成状況】 計画どおり開催(全国37カ所)し、研修参加者に対応して、女性による加入推進の事例の活用などにより、女性の新規加入者の割合は前年度実績の100.7%であった。	年度	新規加入者数	うち女性	女性の割合	22	3,452	1,058	30.6	23	3,203	986	30.8	
年度	新規加入者数	うち女性	女性の割合														
22	3,452	1,058	30.6														
23	3,203	986	30.8														
6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施	○6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施	A												
(1) 業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。	(1) 加入者の代表等の意見の反映 業務・マネジメントについて意見を聴くため、運営評議会(加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。)を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。	(1) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況、平成22年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成24年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。	(1) 加入者の代表者等の意見の反映 ◇加入者の代表者等の意見の反映 (運営評議会の年2回以上の開催と当該評議会における意見の業務運営への反映) a：2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた b：2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は年1回しか開催しなかった c：開催しなかった	【事業報告書の記述】 (1) 9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成22年度業務実績・評価、東日本大震災における業務の対応状況、「農業者年金振込・支払通知書」の誤通知の再発防止を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況、平成24年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、以下の事項を業務運営に反映させた。 ・平成23年度加入推進特別対策の実施 加入推進部長及び女性農業委員等を対象とした特別研修会を全国37会場で開催した。(運営評議会開催日9／28以降では、10／4の大阪以降16回) 【達成状況】 2回以上開催した。	a												
(2) 業務受託機関における事務処理についての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、要件審査等の遂行状況、加入推進活動状況、実績報告書の作成状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。	(2) 業務受託機関の事務処理の適正化等 委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関における事務処理についての考査指導について ① 資格要件の確認・管理の執行状況、 ② 経営移譲年金及び特例付加年金の受給要件の確認・管理の執行状況、 ③ 加入推進活動状況、 ④ 実績報告書の作成状況 等を重点に、中期目標の期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県において計画的に実施する。	(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24都道府県の業務受託機関について考査指導を行います。 また、前年度の考査指導結果について、年度当初の担当者会議で説明します。	(2) 業務受託機関の事務処理の適正化等 ◇考査指導の実施と結果の反映 (考査指導の実施及び当該結果の反映) a：考査指導実施の達成度合が100%以上であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた b：考査指導実施の達成度合が70%以上100%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた c：考査指導実施の達成度合が70%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させなかった	【事業報告書の記述】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関を対象に考査指導を実施した。 また、平成23年度の考査指導結果報告書を取りまとめ、平成24年4月に実施した担当者会議で所要の説明を行ったほか、職員に対して、平成24年4月に説明会を開催し、内容の周知を図った。 ○ 考査指導実施市町村該当都道府県 北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県 【達成状況】 24都道府県の目標に対して、実績が25道府県であったので、達成度合は104%であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた。	a												
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A												
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	○1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	A												
(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。	(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけ	(1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。 また、5月と11月に業務受託機関に	(1) 被保険者資格の適正な管理 ◇被保険者資格の適正な管理 (適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出	【事業報告書の記述】 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成23年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者(以下「不整合者」という。)の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の	a												

	る。	不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。	の働きかけ) a：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった b：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%未満30%以上であった c：複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が30%未満であった ※5月、11月突合時に不整合であった者に対する働きかけの状況を把握の上、評価を行う	提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成22年11月の不整合者 1,683人が6ヵ月経過後854人減の829人に、平成23年5月の不整合者 1,859人が6ヵ月経過後、1,072人減の787人となり、2回の突合による不整合者の減少率は54.4%となった。 (単位：人、%) <table><tr><th>区 分</th><th>22年11月</th><th>23年5月</th><th>23年11月</th><th>計</th></tr><tr><td>対象者数</td><td>85,854</td><td>86,731</td><td>86,421</td><td>－</td></tr><tr><td>不整合者数</td><td>1,683</td><td>1,859</td><td>(1,550)</td><td>3,542</td></tr><tr><td>うち6ヵ月経過後の不整合者数</td><td>－</td><td>829</td><td>787</td><td>1,616</td></tr><tr><td>減少数</td><td>－</td><td>854</td><td>1,072</td><td>1,926</td></tr><tr><td>減少率</td><td>－</td><td>50.7</td><td>57.7</td><td>54.4</td></tr></table> (注) 23年11月の不整合者1,550人の突合結果は24年5月となる。 【達成状況】 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率は54.4%であった。 【その他特記事項】 毎年度、受給権者の生存確認等のため現況届を提出するよう通知し確認を行っている。	区 分	22年11月	23年5月	23年11月	計	対象者数	85,854	86,731	86,421	－	不整合者数	1,683	1,859	(1,550)	3,542	うち6ヵ月経過後の不整合者数	－	829	787	1,616	減少数	－	854	1,072	1,926	減少率	－	50.7	57.7	54.4	
区 分	22年11月	23年5月	23年11月	計																															
対象者数	85,854	86,731	86,421	－																															
不整合者数	1,683	1,859	(1,550)	3,542																															
うち6ヵ月経過後の不整合者数	－	829	787	1,616																															
減少数	－	854	1,072	1,926																															
減少率	－	50.7	57.7	54.4																															
	(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。	(2) 年金裁定請求の勧奨 ◇年金裁定請求の勧奨 (受給権が発生する者等に対して、年金等が受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を行うよう働きかけ) a：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった b：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%以上90%未満であった c：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待期者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 (勧奨状送付実績) (単位：人) <table><tr><th>送付月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th></tr><tr><td>対象者</td><td>218</td><td>230</td><td>268</td><td>284</td><td>264</td><td>262</td><td>477</td><td>415</td><td>469</td></tr></table> <table><tr><th>送付月</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>合 計</th></tr><tr><td>対象者</td><td>402</td><td>332</td><td>313</td><td>3,934</td></tr></table> ※ 65歳以上の未裁定者には、年1回7月に働きかけを行っている。 働きかけから3ヵ月経過後に新制度の待期者で65歳の誕生日を迎え、裁定請求書を提出することとなった4～11月の送付者2,418人のうち、裁定した者は2,219人となり、働きかけの送付者に対する裁定割合は91.8%であった。 【達成状況】 年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が91.8%であった。	送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	対象者	218	230	268	284	264	262	477	415	469	送付月	1	2	3	合 計	対象者	402	332	313	3,934	a
送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12																										
対象者	218	230	268	284	264	262	477	415	469																										
送付月	1	2	3	合 計																															
対象者	402	332	313	3,934																															
(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎	(3) 申出書等の迅速な処理 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。 (参考：標準処理期間) ・加入申出書 60日以内 ・カラ期間該当申出書 60日以内	(3) 申出書等の迅速な処理 ① 標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。	(3) 申出書等の迅速な処理 ◇標準処理期間内での処理 (申出書等の標準処理期間内での処理) a：標準処理期間内での処理の達成渡合が100%以上であった b：標準処理期間内での処理の達成渡合が70%以上100%未満であった c：標準処理期間内で処理の達成渡合が70%未満であった	【事業報告書の記述】 ① 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成23年8月処理分が98.3%、平成24年2月処理分が98.5%で、調査2回の平均期間内処理割合は、98.4%であった。 (処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%) <table><tr><th>処理月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b／a</th></tr><tr><td>23.8</td><td>2,064</td><td>2,029</td><td>98.3</td></tr><tr><td>24.2</td><td>2,964</td><td>2,920</td><td>98.5</td></tr><tr><td>計</td><td>5,028</td><td>4,949</td><td>98.4</td></tr></table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b／a	23.8	2,064	2,029	98.3	24.2	2,964	2,920	98.5	計	5,028	4,949	98.4	a														
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b／a																																
23.8	2,064	2,029	98.3																																
24.2	2,964	2,920	98.5																																
計	5,028	4,949	98.4																																

年度、定期的に公表する。	・被保険者証再交付申請書 60日以内 ・保険料額変更申出書 60日以内 ・年金・一時金裁定請求書 90日以内			【達成状況】 97%以上の目標に対して、実績が98.4%となったので、達成割合は101.4%。																									
		また、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。	◇申出書等の返戻割合の減少 （返戻件数が減少する指導の実施による返戻割合の減少） a：返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合が過去の3カ年平均より減少した b：返戻件数が減少するように指導を行ったが、返戻件数の割合は過去の3カ年平均より減少しなかった c：返戻件数が減少するように指導を行わず、返戻件数の割合も過去の3カ年平均より減少しなかった	【事業報告書の記述】 審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日に不備箇所状況が解る書類を申出書等に添付して該当業務受託機関に返戻した。 また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関を対象とした会議において、各管下組織に対する指導の徹底を図るよう要請した結果、返戻件数の割合が過去3ヶ年平均より減少した。 <table><tr><td colspan="2">（裁定請求書の返戻状況）</td><td colspan="2">（単位：件、％）</td></tr><tr><td>年 度</td><td>受付件数</td><td>返戻件数</td><td>返戻率</td></tr><tr><td>20年度</td><td>5,957</td><td>661</td><td>11.1</td></tr><tr><td>21年度</td><td>6,072</td><td>424</td><td>7.0</td></tr><tr><td>22年度</td><td>4,212</td><td>320</td><td>7.6</td></tr><tr><td>23年度</td><td>8,189</td><td>523</td><td>6.4</td></tr></table> 【達成状況】 返戻件数が減少するように指導を行った結果、返戻件数の割合は6.4%となり、過去3ヶ年平均8.6%より減少した。	（裁定請求書の返戻状況）		（単位：件、％）		年 度	受付件数	返戻件数	返戻率	20年度	5,957	661	11.1	21年度	6,072	424	7.0	22年度	4,212	320	7.6	23年度	8,189	523	6.4	a
（裁定請求書の返戻状況）		（単位：件、％）																											
年 度	受付件数	返戻件数	返戻率																										
20年度	5,957	661	11.1																										
21年度	6,072	424	7.0																										
22年度	4,212	320	7.6																										
23年度	8,189	523	6.4																										
		② 申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。	◇申出書等の処理状況の公表等 （処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導） a：申出書等の処理状況の結果を年2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った b：申出書等の処理状況の結果を年2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった c：申出書等の処理状況の結果を公表しなかつた	【事業報告書の記述】 ② 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成23年8月分の結果を平成23年9月29日に、平成24年2月分の結果を平成24年3月27日にそれぞれホームページで公表した。 また、期間内に処理できなかったものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機関に起因するものについて、業務受託機関に対し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。 【達成状況】 年2回公表し、期間内に処理するよう指導を行った。	a																								
		(4) 加入申込書の提出先の拡充 農業者年金に加入しようとする者の加入申込書の提出先について、その者の利便性の向上を図るため、従来の農業協同組合への提出に加え、農業委員会への提出もできるよう事務処理を改善します。	◇加入申込書の提出先の拡充 （加入申込書の提出先を拡充し事務処理を改善） a：加入申込書の提出先拡充のための事務改善を行った c：加入申込書の提出先拡充のための事務改善を行わなかった	【事業報告書の記述】 加入申込書の提出先について農業委員会への提出もできるよう事務処理の改善を行った。 【達成状況】 加入申込書の提出先拡充のための事務の改善を行った。	a																								
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	○2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A																								
年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。	(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 ◇年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 （年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う） a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった	【事業報告書の記述】 (1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。 ② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ	a																								

				基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 【達成状況】 法令及び基本方針を遵守した運用を行った。	
	(2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。	(2) 資金運用委員会を５月、７月、１０月及び１月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。	(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 ◇資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 （計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う） a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った b：計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった c：計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった	【事業報告書の記述】 (2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 平成23年５月30日、７月25日、10月28日及び平成24年１月30日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成22年度通期、平成23年度第１四半期、第２四半期、第３四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。 また、平成24年３月27日に開催した資金運用委員会において「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程」による検証を行った。 【達成状況】 計画どおり資金運用委員会を開催（四半期ごと）し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った。	a
	(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。	(3) 年金資産の構成割合の検証と見直し ◇年金資産の構成割合の検証と見直し （資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う） a：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した b：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかった c：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった ※経済状況や運用状況に応じ、年金資産の構成割合の検討を実施したかを把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 (3) 年金資産の構成割合の検証 政策アセットミクスについては、平成23年５月30日の資金運用委員会における検証の結果、平成２３年度においては、1971（昭和46）年から2010（平成22）年までのデータにより試算した期待収益率と標準偏差等を検証した結果、それぞれに大きな変化がなく、現行政策アセットミクスを緊急に見直す必要がないことを確認した。 【達成状況】 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行ったが、緊急に見直す必要がないことを確認した。	a
	(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年６月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。	(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、６月、８月、11月及び２月までにホームページにおいて情報を公開します。 また、加入者に対し、６月末日までに平成22年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。	(4) 運用成績等の情報提供 ◇運用成績等の情報提供 （計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について） a：年金資産に関する情報をＨＰ上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した b：どちらか一つしか実施しなかった c：いずれも実施しなかった	【事業報告書の記述】 (4) 運用成績等の情報提供 平成22年度、平成23年度第１四半期、第２四半期、第３四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成23年６月28日（６月２日に速報版公開）、７月25日、10月28日及び平成24年１月30日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成22年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入等の額を平成23年６月27日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。 【達成状況】 ホームページで公開するとともに、加入者に運用結果を通知した。	a
３ 制度の普及推進及び情報提供の充実	３ 制度の普及推進及び情報提供の充実	３ 制度の普及推進及び情報提供の充実	○３ 制度の普及推進及び情報提供の充実	３ 制度の普及推進及び情報提供の充実	A
(1) 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。	(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るため、農業関係の新聞等メディアの活用によるＰＲを通じて制度の周知を図る。	(1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞に、新規加入や政策支援の加入の動向等の材料を提供し、制度の普及推進に関する記事が掲載されるよう働きかけます。	(1) 制度の周知 ◇制度の周知 （農業関係新聞等へのＰＲ） a：農業関係新聞に十分な働きかけが行われ、記事が掲載された b：農業関係新聞への働きかけが不十分だった	【事業報告書の記述】 （１）制度の周知を図るため、農業関係新聞への記事掲載を働きかけた。その結果、全国農業新聞に「のうねん便り」として、毎月１回（ただし８月は合併号のため掲載なし）、計１１回掲載された。 具体的内容は、 ・東日本大震災への対応	a

			たため、記事が掲載されなかった c：農業関係新聞に働きかけを行わなかった ※働きかけた実績と、実際に掲載された件数等の効果を把握の上、評価する ※東日本大震災による被災者に係る特例措置の周知状況等を把握する。	・新規加入者数の状況 ・資金運用状況 等。 (2) なお、中期計画等に基づくものではないが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者に係る特例措置について、都道府県農業会議等の管内担当者会議又は、直接、管内市町村へ通知することにより周知した。 参 考 主な特例措置等の対応状況（平成24年3月末現在） (1) 特例措置法に基づく措置 (ア) 保険料の免除 18件 (イ) 行方不明者の死亡推定 0件 (2) 基金運用上の措置 (ア) 保険料の返還 8件 (イ) 現況届の特例 岩手県、宮城県、福島県の35市町村については、平成23年度の発送及び受付を中止するとともに、発送済みの福島県2市1町についても現況届の受付を中止した。(計38市町村14千人) 【達成状況】 制度周知のため、農業関係新聞に記事掲載の働きを掛けた結果、全国農業新聞の「のうねん便り」として11回掲載された。 また、都道府県農業会議等において管内担当者会議又は、直接管内市町村への通知等の方法により、東日本大震災による被災者に係る特例措置について周知徹底を図った。	
		また、市町村段階の業務受託 機関に対し、市町村の広報誌、J Aだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう働きかけます。	◇市町村段階の業務受託機関への働きかけ （市町村の広報誌、J Aだより等を活用した制度のPRを働きかける） a：働きかけは十分であった c：働きかけは不十分であった ※働きかけた実績と、得られた効果を把握の上、評価する	【事業報告書の記述】 市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、J Aだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関で制度のPRが実施された。 （PR実施業務受託機関数） ・農業委員会 785 ・農業協同組合 265 【達成状況】 都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し、広報誌等でのPRの働きかけを行った。	a
(2) これまでの新規加入者の加入実績等を踏まえ、制度普及活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な普及活動を実施する。	(2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的効果的な普及推進活動を実施する。	(2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を示し、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組みます。	(2) 効率的・効果的な加入推進活動の実施 ◇効率的・効果的な加入推進活動の実施 （加入推進取組方針（戦略プラン）に基づく効率的・効果的な加入推進活動の実施による新規加入者の獲得） a：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針（戦略プラン）等に基づき効率的・効果的な加入推進に取り組んだ b：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針（戦略プラン）等に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みがやや不十分であった c：効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針（戦略プラン）に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みが不十分であった ※効率的・効果的な加入推進を実施したことによる効果を検証の上評価する	【事業報告書の記述】 (2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。 【達成状況】 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針（戦略プラン）等に基づく効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。	a

	また、中期計画の定めるところにより、新規加入者の増加に向けた加入推進活動に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。	(3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、この加入目標を達成するために「平成23年度加入推進特別対策」を実施します。	(3) 新規加入の着実な推進 ◇加入推進特別対策の実施 （新規加入者数の目標達成のため特別対策の実施） a：新規加入者数の目標を達成した b：新規加入者数の目標が達成できなかったが、特別対策の検証を行った c：新規加入者数の目標が達成できず、特別対策の検証も行わなかった ※特別対策項目毎の取組状況を把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 (3) 平成23年度の加入目標を達成するため、「平成23年度加入推進特別対策」を実施し、加入推進部長等を対象とする「加入推進特別研修会」のほか、都道府県間の取組格差縮小のため、平均目標達成率未満の都府県を特別重点都府県（22都府県）として指定し、管内の市町村等との巡回意見交換会を実施するとともに、県段階の業務受託機関による市町村の業務受託機関の取組みに対する点検・助言・要請活動、地域研修会等に取り組んだ。 しかしながら、平成23年度は、農業委員の改選による「加入推進特別研修会」等取組みの開始の遅れ、東日本大震災による被災の影響、さらには、農業を巡る環境の厳しさや先行きの不透明感などが影響し、平成23年度の新規加入者数は3,203人となり、達成率は53.4%であった。 <table><tr><td colspan="2">（新規加入者数）</td><td colspan="2">（単位：人、％）</td></tr><tr><td></td><td>23年度目標数</td><td>23年度実績</td><td>達成率</td></tr><tr><td>新規加入者数</td><td>6,000</td><td>3,203</td><td>53.4</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">（新規加入者1人当たりの業務委託費）</td><td colspan="2">（単位：千円、人）</td></tr><tr><td>新規加入者割手数料 a</td><td>支払対象加入者数 b</td><td colspan="2">a／b</td></tr><tr><td>241,133</td><td>3,452</td><td colspan="2">70</td></tr></table> ※配分の基礎となる「新規加入者数」は22年度の実績値 【その他特記事項】 ① 平成23年度の新規加入者については、4道県で目標を達成した一方、目標達成率が53.4%に留まったことを踏まえ、都道府県間の取組格差縮小のため、平均目標達成率未満の都府県を特別重点都府県（22都府県）として指定し、基金の役職員、農業会議の事務局長、職員等によるチームと管内の市町村等の農業委員会会長・事務局長、農業委員、担当者等と制度内容の理解の増進、説明会・研修会や戸別訪問の実施を確認する巡回意見交換会を実施した。この22都府県について見ると、22年度対比で23年度の新規加入者数が増加ないし同数の都県は12都県と過半を占めたが、他方、減少は10府県となった。新規加入者数では、22都府県全体で22年度の656人から23年度には686人と約5%増加しており、一定の効果がみられることから、24年度においても、特別重点都府県の対策を引き続き実施することとしている ② 平成23年度は、農業委員の改選による「加入推進特別研修会」等取組みの開始の遅れが新規加入の成果に影響を及ぼしたことを踏まえ、平成24年度の加入推進特別対策においては、「加入推進特別研修会」をできるだけ前倒しで実施し、9月までに終了するよう取り組むこととしている。 【達成状況】 新規加入者数は目標に達しなかったが、加入推進特別対策の対策内容、効果等について検証を行った。	（新規加入者数）		（単位：人、％）			23年度目標数	23年度実績	達成率	新規加入者数	6,000	3,203	53.4	（新規加入者1人当たりの業務委託費）		（単位：千円、人）		新規加入者割手数料 a	支払対象加入者数 b	a／b		241,133	3,452	70		b
（新規加入者数）		（単位：人、％）																											
	23年度目標数	23年度実績	達成率																										
新規加入者数	6,000	3,203	53.4																										
（新規加入者1人当たりの業務委託費）		（単位：千円、人）																											
新規加入者割手数料 a	支払対象加入者数 b	a／b																											
241,133	3,452	70																											
	(4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ随時公表する。	(4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成し、ホームページで公表します。	(4) 利用者の立場に立った資料の作成 ◇利用者の立場に立った資料の作成 （業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料の作成とホームページでの公表） a：制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成するとともにホームページで公表した b：どちらか一つしか実施しなかった c：いずれも実施しなかった ※当該指標を評価するに当たり、現場のニ－	【事業報告書の記述】 (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成・提供するとともにホームページで公表した。 【達成状況】 制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成・提供するとともにホームページで公表した。	a																								

			ズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成しているかを検証の上、評価する。		
(3) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。	(5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者により分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行う。 また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。	(5) 情報の発信源であるホームページについて、ホームページ改善方針に基づき、リニューアルを実施します。	(5) ホームページのコンテンツの見直し ◇ホームページの見直し (ホームページの内容について、より分かりやすくするため問題点等を把握) a：ホームページ改善方針に基づきホームページのリニューアルを実施した c：ホームページ改善方針に基づきホームページのリニューアルを実施しなかった	【事業報告書の記述】 (5) 22年度に策定したホームページリニューアル基本方針（改善方針）に基づき、リニューアルを実施した。 今回のリニューアルにより、農業者年金に加入を検討中の方、既に参加している方、業務受託機関の方の「3つの主要なターゲットユーザー」が求める情報の見やすさ、使いやすさを標準的なレベルまで引き上げることができた。 【基本方針】 ①「ご加入をお考えの方」、「既にご加入の方」、「業務受託機関の方」の3つの主要なターゲットユーザーのそれぞれが、求める情報を探しやすいメニュー構成を実現する。」 ②利用頻度の高い情報や関連情報を容易に閲覧できるように充分配慮する。 ③加入促進に当たり重要なメニューの訴求力向上を図る。 ④ニーズが高い情報について、コンテンツの新規追加・拡充を検討する。 ⑤改正JISに基づき、公共機関ホームページに求められるアクセシビリティ品質を確保する。 【達成状況】 22年度に策定したホームページリニューアル基本方針（改善方針）に基づき、リニューアルを実現した。	a
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	◎第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	A
			○財務内容の改善に関する事項		A
旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。	◇貸付金債権の適切な管理・回収等 (債権分類の見直しを行い、貸付金債権の適切な管理・回収) a：債権分類の評価見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った b：債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分であった c：債権分類の見直しを行わなかった	【事業報告書の記述】 すべての貸付金債権について、平成22年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。 【達成状況】 債権分類の評価見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った。	a
		また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	◇農地等担保物件の評価の見直し (すべての農地等担保物件の評価の見直し) a：すべての農地等担保物件について評価の見直しを行った b：農地等担保物件の評価の見直しが不十分であった c：農地等担保物件の評価の見直しを行わなかった	【事業報告書の記述】 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、すべて評価の見直しを行った。 【達成状況】 すべての農地等担保物件について評価の見直しを行った。	a
第5 その他業務運営に関する重要事項					A
1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、			◎長期借入金 (長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入) a：極力有利な条件での借入を行った	【事業報告書の記述】 法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入を行った。	a

市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			b：極力有利な条件での借入を行わなかった c：不利な条件での借入を行った	(単位：百万円) <table><tr><th>借入年月日</th><th>借入の相手方</th><th>借入金額</th><th>借入利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>H24. 2. 6</td><td>朝日信用金庫 ほか56行庫</td><td>79,600</td><td>0.328%</td><td>H29. 2. 3</td></tr></table> ・借入利率決定時点の5年国債金利は、0.335% 【達成状況】 市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れを行った。	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H24. 2. 6	朝日信用金庫 ほか56行庫	79,600	0.328%	H29. 2. 3																					
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限																															
H24. 2. 6	朝日信用金庫 ほか56行庫	79,600	0.328%	H29. 2. 3																															
2 千葉県柏市に所有する職員宿舍等については、利用率が低調であることを踏まえ、平成20年度乃至平成21年度に売却する。			※「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」において評価																																
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	◎第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	A																														
			○予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画		A																														
			(1) 支出削減の取組 ◇支出削減の取組 (事業費及び一般管理費の節減に係る取組(支出の削減についての具体的方針及び実績等)) a：取組は十分であった b：取組はやや不十分であった c：取組は不十分であった ※本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする ※下記事項を把握の上、評価を行う ① 予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較 ② 運営費交付金債務の残額、発生要因等 ③ 欠損金及び当期総損失並びに余剰金（積立金）及び当期総利益について、その額、発生要因及び業務運営上の問題等の有無	【事業報告書の記述】 ○ 業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲） (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比 3.3%削減する計画に対し、実績で14.3%の削減を達成した。 なお、一般管理費の削減率の実績が大きく上回ったのは、入札不調により新システムの今年度中の開発期間が短くなったこと等による。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.4%以上削減する計画に対し、実績で13.0%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（22年度達成率57.5%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>22年度予算</th><th>23年度予算</th><th>削減率</th><th>23年度実績</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>751,049</td><td>711,455</td><td>△5.3%</td><td>643,953</td><td>△14.3%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>2,132,877</td><td>2,068,106</td><td>△3.0%</td><td>1,854,729</td><td>△13.0%</td></tr></table> ※23年度予算の削減率については、運営費交付金の算定ルールに基づく消費者物価指数（△1.7%）を反映した額であり、これを除けば、一般管理費（人件費を除く）は△3.3%、事業費は△ 1.4%である。 (参考) (単位：千円) <table><tr><th></th><th>22年度実績</th><th>23年度実績</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>556,357</td><td>643,953</td><td>15.7%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>1,963,176</td><td>1,854,729</td><td>△5.5%</td></tr></table> 農地売買貸借等勘定において運営費交付金債務の執行率が90%未満となっているが、これは、委託費の執行が予定を下回ったことが要因となっている。 なお、この要因は不動産鑑定委託手数料を要する事案がなかったこと等であるが、貸付金等債権について適切な管理・回収を行っており業務への影響はなかった。 北海道連絡事務所の廃止に伴う敷金等全ての保有資産の見直しを行い、可能なものは全て国庫納付を実施した。 (2) 人件費の計画的削減 人件費については17年度比6%以上削減する計画に対し、実績で15.6%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。なお、人件費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、これまで、国家公務員を上回る職員の俸給引下げを行ってきたこと等による。		22年度予算	23年度予算	削減率	23年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	751,049	711,455	△5.3%	643,953	△14.3%	事業費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%		22年度実績	23年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	556,357	643,953	15.7%	事業費	1,963,176	1,854,729	△5.5%	a
	22年度予算	23年度予算	削減率	23年度実績	削減率																														
一般管理費 (人件費を除く)	751,049	711,455	△5.3%	643,953	△14.3%																														
事業費	2,132,877	2,068,106	△3.0%	1,854,729	△13.0%																														
	22年度実績	23年度実績	削減率																																
一般管理費 (人件費を除く)	556,357	643,953	15.7%																																
事業費	1,963,176	1,854,729	△5.5%																																

				(参考) <table><tr><td></td><td>17年度実績</td><td>23年度実績</td><td>削減率</td></tr><tr><td>人件費</td><td>754,840</td><td>636,739</td><td>△15.6%</td></tr></table> 【達成状況】 事業費及び一般管理費の節減に係る取組は十分であった。		17年度実績	23年度実績	削減率	人件費	754,840	636,739	△15.6%	
	17年度実績	23年度実績	削減率										
人件費	754,840	636,739	△15.6%										
			(2) 法人運営における資金の配分状況 ◇法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった ※この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。 ※運営費交付金債務の執行率が90%以下の場合、その理由を分析の上、業務に与える影響を勘案し評価を行う ※監事監査等において保有資産の見直しが適切に行われているか、不要財産について国庫納付が適切に行われているかを把握し評価を行う	【その他特記事項】 *再掲 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較は別添参照（細部については財務諸表を参照のこと）。 【達成状況】 予算、収支計画及び資金計画に基づき、効果的な資金の配分は十分であった。 【その他特記事項】 運営費交付金予算に対する実績の比率については、一般管理費及び事業費の抑制の欄に記述している。	a								
	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額	◎第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額									
	1 2億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れの遅延。 2 2,704億円（平成20年度） 875億円／年（平成21年度から平成24年度まで） （想定される理由） 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、875億円とします。	短期借入金の借入に至った理由等 （当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み） a：借入に至った理由等は適切であった b：借入に至った理由等はやや不適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった ※当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 （中期計画に定めた短期借入金を行った年度のみ評価を行う。）	実績なし									
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	◎第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									
	千葉県柏市に所有する職員宿舍等については平成21年度末までに売却する。 土地：千葉県柏市根戸字高野台471番69（面積：667.64㎡） 建物：宿舍（物置を含む。） 昭和50年築 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建												

	延べ床面積688.8㎡				
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画	○1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画	A
	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。 また、中期目標の期間の終了時までの人件費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により人材の育成を図るとともに、人件費を抑制しつつ効率的に業務を実施するため高齢者継続雇用制度を活用します。	◇(1) 方針 a：計画どおり順調に実施した b：おおむね計画どおりに実施した c：計画どおりに実施しなかった ※計画と実績を把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための研修を実施するとともに、年金資産の運用等専分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として継続雇用とした。 【達成状況】 計画どおり順調に実施した。	a
	(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。さらに、見直しに取り組み、極力縮減するよう努める。 （参考1） 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数の見込み 75人 （参考2） 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,603百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を76人とします。 （参考） 人件費総額見込み672百万円	◇(2) 人事に関する指標 a：計画どおり順調に実施した b：おおむね計画どおりに実施した c：計画どおりに実施しなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。） ※計画と実績を把握の上、評価を行う	【事業報告書の記述】 計画どおり年度末の常勤職員数を76人とした。 【達成状況】 計画どおり順調に実施した。	a
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項	○2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項	A
	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）	◇前期中期目標期間繰越積立金の充当 （積立金の処分について、中期計画に定められた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった （中期計画に定めた積立金の処分を行った年度のみ評価を行う。）	【事業報告書の記述】 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（506百万円）については、平成23年度における旧年金給付費（128,606百万円）及び旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。（74,726百万円））の一部に充当し旧年金給付に寄与している。 【達成状況】 旧年金給付費及び借入金にかかる経費の一部に充当し、得られた成果は十分であった。	a
				【その他特記事項】 東日本大震災の対応状況 東日本大震災に係る「農業者年金関係特例措置」について 1. 保険料の納付が困難な被災者は、時効が完成する2年後までは保険料納付できることを周知し、さらに、5月2日に公布・施行された、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、 ①保険料の納付が困難な被災者は、農業者年金の保険料の免除を受けることができる、 ②免除を受けた保険料は追納することができる、 ③保険料免除期間は特例付加年金の受給資格期間（20年間）にカラ期間として通算することができる、 という措置の活用を周知した。 2. 特例法に基づき、行方不明者の生死が3ヵ月判らない場合には、死亡一	

				時金を支払いできることを周知した。 3. 年金の裁定請求書等の各種申請書については、期限内に到着しなくても弾力的に対応するとともに、被災者の住所ではない避難先の農業委員会や農協において、対応できるよう措置した。 4. 保険料の免除、死亡一時金の支給等の特例措置、各種届出への弾力的対応が被災者の方々に十分伝わるよう、 ・全国の農業委員会、農協における、特例措置のパンフレット配布、避難所への掲示 ・特例措置の地元農業関係新聞でのPR、基金ホームページへの掲載、被災者相談用フリーダイヤルの設置などの対応を行った。 ※再掲 主な特例措置等の対応状況（平成24年3月末現在） （1）特例措置法に基づく措置 （ア）保険料の免除 18件 （イ）行方不明者の死亡推定 0件 （2）基金運用上の措置 （ア）保険料の返還 8件 （イ）現況届の特例 岩手県、宮城県、福島県の35市町村については、平成23年度の発送及び受付を中止するとともに、発送済みの福島県2市1町についても現況届の受付を中止した。（計38市町村14千人）	
--	--	--	--	---	--